家庭状況報告書の提出がない場合、引き続き保育施設を利用することができなくなりますので、ご注意ください。

令和７年度（２０２５年度）　家庭状況報告書の提出について

令和７年１１月１日現在、東大和市内の保育施設に入園しており、２号または３号の認定を受けている０～４歳児クラスのお子さんについて、保護者の保育を必要とする理由が継続しているか等を確認させていただきます。

つきましては、家庭状況報告書・保育を必要とする理由が確認できる書類の提出を期日までにお願いいたします。また、家庭状況に変更があった場合は変更申出書の提出も必要となります。

令和８年度も引き続き保育施設を利用するために必要な書類になりますので、必ず期日までに提出してください。提出がない場合、引き続き保育施設を利用することができなくなりますので、ご注意ください。

１．提出期限

令和８年1月１５日（木）まで

２．提出書類

（１）家庭状況報告書

（２）保護者の保育を必要とする理由が確認できる書類

保護者（父母）２人分の書類が必要です。なお、３か月以内の日付のものをご用意ください。
書類の証明日が令和７年９月以降のものをすでに保育課に提出している方は、（１）家庭状況報告書のみ提出してください。

<table>
<tr><th colspan="2">保育を必要とする理由</th><th colspan="2">提出書類</th></tr>
<tr><td rowspan="3">労働
※１</td><td>会社に就労</td><td colspan="2">・就労証明書　※２</td></tr>
<tr><td>自営業
(代表者)</td><td>(1)就労証明書　※２
(2)就労状況を証明できるものの写し一部
例：開業届、登記簿謄本、最新の確定申告書等。
その他、会社のホームページの写し等で会社名及び代表者名が確認できるもの</td><td rowspan="2">(1)(2)両方の提出が必要です</td></tr>
<tr><td>自営業
(親族が代表者の会社に就労している)</td><td>(1)就労証明書　※２
(2)就労状況を証明できるものの写し一部
例：専従者の欄に名前が記載されている確定申告書・収支内訳書・決算書、本人の源泉徴収票等</td></tr>
<tr><td colspan="2">妊娠・出産</td><td colspan="2">出産されるお子さんの母子健康手帳(表紙及び分娩予定日のわかるページのコピー)</td></tr>
<tr><td colspan="2">疾病</td><td colspan="2">医師の診断書等(お子さんの保育ができないことがわかるもの)</td></tr>
<tr><td colspan="2">障害</td><td colspan="2">身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳のコピー</td></tr>
<tr><td colspan="2">介護等</td><td colspan="2">介護状況申告書・医師の診断書及びその他介護状況が証明できる書類</td></tr>
<tr><td colspan="2">災害復旧</td><td colspan="2">罹災証明書等</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ひとり親</td><td>離婚・未婚</td><td colspan="2">戸籍（全部事項証明）・離婚の受理証明書※保育課へ提出済の場合は不要</td></tr>
<tr><td>離婚調停中</td><td colspan="2">離婚調停・離婚裁判関係書類のコピー及びひとり親であることの申立書
※保育課へ提出済の場合は不要</td></tr>
<tr><td colspan="2">就学等</td><td colspan="2">在学証明書等及び時間割のわかる書類</td></tr>
<tr><td colspan="2">求職活動</td><td colspan="2">求職活動申告書</td></tr>
<tr><td colspan="2">育児休業中の場合</td><td colspan="2">就労証明書　※２</td></tr>
</table>

※１　複数の就労先で就労している場合は、「勤務スケジュール表」(本人記入)の提出が必要です。

※２　**学童保育所の就労証明書、自営業就労申立書の提出は認められません。**必ず保育課の就労証明書をご提出ください。なお、就労証明書の様式は市公式ホームページからダウンロードも可能です。

【きょうだいで在園している場合】

「保育を必要とする理由が確認できる書類」の原本は１部のみご用意ください。人数分の原本を揃えていただく必要はございません。原本１部と、その他のきょうだい分はコピーを添付してください。

家庭状況報告書の提出がない場合、引き続き保育施設を利用することができなくなりますので、ご注意ください。

（３）変更申出書

家庭状況に変更がある場合（３．提出方法（１）の①～⑦を参照)、提出が必要です。

３．提出方法

（１）家庭状況に変更がある場合（下記①～⑦を参照）　保育施設への提出や、郵送での提出はできません。

変更申出書を記入のうえ、上記２．提出書類（１）及び（２）と合わせて、市役所窓口へご提出ください。
下記４を参考に保育を必要とする理由および保育の利用時間・期間、有効期間について確認してください。

① 東大和市内の別住所に転居した場合
② 世帯状況が変わった場合（婚姻、離婚、出生など）
③ 氏名が変わった場合
④ 保育を必要とする理由が変わった場合
⑤ 利用時間が変わった場合
⑥ 利用期間が変わった場合
⑦ 就労内容が変わった場合
（転職、就労先、就労時間変更等）

【提出場所】　東大和市役所 子ども未来部 保育課（１階６番窓口）
【受付時間】　午前８時３０分から午後５時まで（※土曜・日曜・祝日は除く）

（２）家庭状況に変更がない場合

提出書類は、以下の順番に重ね、ホチキスで左上を留めてください。

① 家庭状況報告書
② 保育を必要とする理由が確認できる書類（父）（例：就労証明書等）
③ 保育を必要とする理由が確認できる書類（母）（例：就労証明書等）

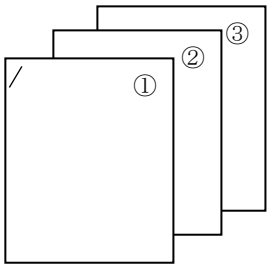

【提出場所】

① 認可保育園をご利用の方
保育施設に設置される「家庭状況報告書受付箱」に提出書類をご提出ください。
【受付箱の設置期間】　令和８年１月１５日(木)まで

② 認定こども園（保育部分）、小規模保育、家庭的保育（保育ママ）をご利用の方
封筒に提出書類を入れ、お子さんの名前をご記入の上、保育施設へご提出ください。

※**家庭状況に変更がない場合に限り**、提出フォーム（オンライン）で提出できます。
注意点：提出書類を鮮明に読み取れる PDF か画像データを添付してご提出ください。
【提出フォーム】https://logoform.jp/form/VfYv/1148171　▲提出フォーム

４．保育を必要とする理由および保育の利用時間・期間、有効期間について

保育を必要とする理由および保育の利用時間・期間、有効期間については、入園案内のＰ２～３をご確認ください。
東大和市ホームページトップ＞子育て・教育＞幼稚園・保育園＞保育園等＞入園・利用手続き＞入園案内・保育園に関する書類のダウンロード＞令和８年度（2026年度）入園案内

５．令和８年３月までに退園予定のある方へ　＜令和７年１２月１２日までお手続きを＞

令和８年３月までに退園される方や、すでに幼稚園または認定こども園（教育部分）への入園が内定している方、市外へ転出（予定）のある方は、保育課窓口で令和７年１２月１２日までに、退園の手続きを行ってください。間に合わない場合は、必ず、ご連絡ください。
なお、家庭状況報告書の提出は不要です。

<問合せ先>
〒207-8585　東大和市中央３丁目９３０番地
東大和市 子ども未来部 保育課 保育・幼稚園係
TEL 042-563-2111 内線1751～1754